含む。）で、卒業又は合格後当該試験の筆記試験の日の属する月の前月末日までに、前号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が十年以上に達するもの

2・3　（略）

第五条　外国の教育機関を卒業し、又は修了した者は、当該教育機関の修業年限及び課程に応じて、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の教育機関を卒業し、又は修了した者とみなす。

2　（略）

3　前二項の規定による農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書に、第一項に規定する者にあっては当該外国の教育機関を卒業し、又は修了したことを証する書類、前項に規定する者にあっては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において農業又は家政に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した期間についての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

4　（略）

（試験実施の公表）

第六条　農林水産大臣は、試験を行おうとするときは、試験の実施期日、場所、受験願書の受付期間その他試験の実施上重要な事項を、あらかじめ公表するものとする。

（受験願書等）

第七条　試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

一　第四条第一項各号に規定する学歴又は資格を有することを証する書類

二　第四条第一項第一号イからハまでに掲げる職務に従事した期間についての業績報告書

三　第四条第二項の規定の適用を受ける者であるときは、同項に規定する普及指導に従事した期間についての普及指導従事内容報告書

（削る。）

2　（略）

（合格者の公表及び合格証書）

第八条　農林水産大臣は、試験の実施後一月以内に合格者の受験番号を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

2　合格証書を滅失し、又はき損した者は、再交付申請書を提出して、その再交付を受けることができる。

含む。）で、卒業又は合格後当該試験の実施期日までに、前号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が十年以上に達するもの

2・3　（略）

第五条　外国の教育機関を卒業し、又は修了した者は、当該教育機関の修業年限及び課程に応じて、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の教育機関を卒業し、又は修了した者とみなす。

2　（略）

3　前二項の規定による農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第一号）に、第一項に規定する者にあっては当該外国の教育機関を卒業し、又は修了したことを証する書類、前項に規定する者にあっては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において農業又は家政に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した期間についての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

4　（略）

（試験実施の公告）

第六条　農林水産大臣は、試験を行おうとするときは、試験の実施期日、場所、受験願書の受付期間その他試験の実施上重要な事項を、試験期日の六十日前までに公告するものとする。

（受験願書等）

第七条　試験を受けようとする者は、受験願書（別記様式第二号）に次に掲げる書類を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

一　第四条第一項各号に規定する学歴又は資格を有することを証する書類

二　第四条第一項第一号イからハまでに掲げる職務に従事した期間についての業績報告書（別記様式第三号）

三　第四条第二項の規定の適用を受ける者であるときは、同項に規定する普及指導に従事した期間についての普及指導従事内容報告書（別記様式第四号）

四　第五条第一項又は第二項の規定による認定を受けた者であるときは、同条第四項に規定する認定書

2　（略）

（合格者の公表及び合格証書）

第八条　農林水産大臣は、試験の実施後一月以内に合格者の氏名を公表するとともに、合格者に合格証書（別記様式第五号）を交付する。

2　合格証書を滅失し、又はき損した者は、再交付申請書（別記様式第六号）を提出して、その再交付を受けることができる。

別記様式第一号から別記様式第六号までを削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。